

- 禁煙外来治療費の一部助成制度や禁煙及び受動喫煙防止に関する普及啓発等を通じて、たばこ対策を総合的に推進する。
- 推進にあたっては、施策の柱である「禁煙支援」「受動喫煙防止」について、それぞれ「直接的な支援」「周知・啓発」の観点からアプローチを行っていく。

## 「たばこ対策推進事業」のイメージ

### 施策の柱

### 主な施策の内容

#### 1 禁煙支援

##### 直接支援

##### ・禁煙治療費の一部助成制度の創設

⇒費用の一部を助成することにより禁煙を希望する者の取組を支援

- ・禁煙相談(随時)、妊娠届出時等における妊婦・配偶者への禁煙指導(H28～) 等
- ・既存の取組との連携により、禁煙支援を強力に後押しする。

##### 周知啓発

##### ・禁煙及び受動喫煙防止に関する普及啓発の一層の推進

⇒禁煙週間や各種検診実施時等、多様な機会を活用した啓発を検討

(例)禁煙・COPD等の啓発イベント 等

⇒既存の啓発事業をたばこ対策推進事業として実施することにより、一層の取組強化

#### 2 受動喫煙防止

##### 直接支援

- ・乳幼児や妊婦への受動喫煙防止に係る情報提供(妊娠届出時等を活用)
- ・受動喫煙防止に向けた環境整備(公共施設の敷地内禁煙)

# 禁煙治療費の一部助成制度

禁煙治療に要した治療費の一部を助成するとともに、必要に応じて、禁煙相談の実施等必要なフォローを行うことにより、個人が行う禁煙への取組を支援する。

## 【対象者】

吹田市に住民登録があって、以下のいずれにも該当する人

- (1) 禁煙治療を実施している医療機関において保険診療により禁煙治療を受け、所定の治療過程(※)を終了していること
- (2) 過去に本助成金の交付を受けたことがないこと  
(助成を受けられるのは1人1回まで)

※…約12週間の治療期間で5回の診察

## 【助成額】

保険診療により禁煙治療(外来・薬局)に要した費用のうち自己負担額 (上限1万円)

## 【予算額及び対象者数】

100万円  
(1万円 × 100人)

## 【開始時期】

平成29年5月1日(予定)

## 制度の流れ

